

第36回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和 2年 5月25日 (月曜日)

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|-----|-----------------------------------|-----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第 2 | 会期決定について | |
| 第 3 | 会務報告 | |
| 第 4 | 報告第 90号 農用地利用関係調整・あっせん申出の取りやめについて | 1件 |
| 第 5 | 議案第190号 農用地の賃貸借に係る合意解約について | 1件 |
| 第 6 | 議案第191号 現況証明願について | 4件 |
| 第 7 | 議案第192号 農業振興地域整備計画の変更について | 2件 |
| 第 8 | 議案第193号 農地法第3条の規定による許可申請について | 4件 |
| 第 9 | 議案第194号 農地法第4条の規定による許可申請について | 1件 |
| 第10 | 議案第195号 農地法第5条の規定による許可申請について | 1件 |
| 第11 | 議案第196号 農用地利用集積計画の作成の要請について | 18件 |

○出席委員 (16名)

1番 澁谷 洋 君	2番 高松 俊男 君	3番 高原 文男 君
4番 橘 澄子 君	5番 嶋中 勝 君	6番 甲斐やす子 君
7番 森田 享子 君	8番 大泉 義明 君	9番 渡邊 裕義 君
10番 平間 清 君	11番 類瀬 正幸 君	12番 熊谷 英二 君
13番 津野 斉 君	14番 笛木 眞一 君	15番 高橋 政寿 君
16番 佐瀬日出夫 君		

○議事参与の制限を受けた委員 (3名)

■番 ■ 君 ■番 ■ 君 ■番 ■ 君

○欠席委員 (0名)

○その他出席者

事務局長 相撲 浩信 君	振興係長 不藤さとみ 君
農地係長 小幡 裕也 君	主 事 大河原 広 君

(会長 佐瀬日出夫君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長(佐瀬日出夫君) 只今から第36回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は16名、欠席0であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時25分開会)

◎開会の宣告

○会長(佐瀬日出夫君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

11番・類瀬君 12番・熊谷君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第2。会期決定を議題と致します。

第36回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第90号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第4。報告第90号、農用地利用関係調整・あっせん申出の取りやめについて、内容1件を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

報告第90号について説明いたします。

農用地利用関係調整・あっせん申出取りやめについて、農用地利用関係調整・あっせん申出について別紙のとおり取りやめがあったので報告するものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1。

あっせん申出取りやめ者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

申出面積、97.4ha。

指名年月日、平成30年10月5日。

申出の種類、売買。

取りやめ申出年月日、令和2年4月21日。

取りやめ面積、97.4㎡。

これはですね、平成30年10月24日開催の第17回総会におきまして、番号2であっせん委員の指名について審議されたものです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号1について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第90号、内容1件は報告のとおり承認されました。

◎議案第190号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第5。議案第190号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容1件を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

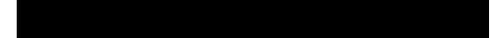
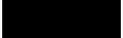
○振興係長（不藤さとみ君） はい。

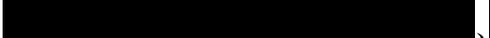
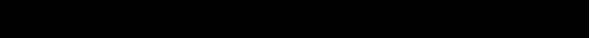
議案第190号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があった下記の件について、議決を求めるものであります。

合意解約の通知があった土地の表示は、別紙のとおり1件であります。

番号1。

賃貸人、、さん。

賃借人、、さん。

土地の表示、字多和21-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、38,394㎡外1筆、合計面積51,093㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、平成30年5月29日。

契約期間、平成30年5月29日から令和5年5月28日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日、令和2年5月7日。

土地の引渡し時期、令和2年5月7日となっております。

なお、調査結果につきましては、大泉委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 8番・大泉君。

○8番（大泉義明君） 8番・大泉です。

議案第190号、番号1について報告致します。

5月22日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃貸人の要望により、賃貸人と合意解約するものです。

賃貸人、[]さんと、賃借人、[]さんの、土地の引渡し時期は令和2年5月7日で、賃貸借の解約が合意された年月日は、令和2年5月7日と確認しております。

引渡期限前6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました8番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については、原案可決されました。

以上をもって、議案190号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第191号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第6。議案第191号、現況証明願について、内容4件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

議案第191号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり4件であります。

番号1。

土地の所在、字標茶711-2。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、3,336㎡。

農地区分、一般民有地。

利用状況、原野。

所有者名、[]さん。

申請者、[]さん。

調査委員は、高原委員、甲斐委員、大泉委員、笛木委員。

調査年月日は、平成31年4月25日。

なお、調査結果につきましては、高原委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 3番・高原君。

○3番（高原文男君） 3番・高原です。

議案第191号、番号1について報告致します。

この件については、あっせん案件で平成31年4月25日に、笛木委員、大泉委員、甲斐委員、事務局より相撲局長、大河原主事と私で現地を確認しております。

配布資料の1ページから2ページをご覧ください。

当該地は、原野となっており、隣接農地とはつきり分けされておりました。

以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、3番・高原君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号2。

土地の所在、字熊牛原野16線東53-3。

登記簿地目、牧場。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、941㎡外1筆、合計面積は2,167㎡。

農地区分、一般民有地。

利用状況、原野。

所有者名、XXXXXXXXXXさん。

申請者、XXXXXXXXXXさん。

調査委員は、大泉委員、高原委員、熊谷委員、笛木委員。

調査年月日は、令和2年4月20日。

なお、調査結果につきましては、大泉委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 8番・大泉君。

○8番（大泉義明君） 8番・大泉です。

議案第191号、番号2について報告致します。

この件につきましては、あっせん案件で令和2年4月20日に高原委員、熊谷委員、笛木委員、事務局より大河原主事と私で現地調査を確認しました。

配布資料の3ページから4ページをご覧ください。

当該地は、原野となっており、隣接農地とはっきりと区分けされておりました。

以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明並びに、現地調査にあられました、8番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号3。

土地の所在、字熊牛原野18線東5-3。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、5,517㎡。

農地区分、一般民有地。

利用状況、原野。

所有者名、XXXXXXXXXXさん。

申請者、XXXXXXXXXXさん。

調査委員は、嶋中委員、大泉委員、渡邊委員、熊谷委員。

調査年月日、令和2年5月15日。

なお、調査結果につきましては、嶋中委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 5番・嶋中君。

○5番（嶋中 勝君） 5番・嶋中。

議案第191号、番号3について報告致します。

5月8日付けで調査依頼があり、5月15日に大泉委員、渡邊委員、熊谷委員と事務局より小幡係長と現地調査をしてまいりました。

配布資料の5ページから6ページをご覧ください。

当該地の現況は、小木などが生えており原野化されておりました、隣接農地とはっきりと区分けされておりました。

以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号3について事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、5番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

続いて番号4を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号4。

土地の所在、字熊牛原野20線東9-4。

登記簿地目、牧場。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、3,948㎡外6筆、合計面積は45,558㎡。

農地区分、一般民有地。

利用状況、未利用地。

所有者名は、XXXXXXXXXXさん。

申請者、XXXXXXXXXXさん。

調査委員は、渡邊委員、嶋中委員、大泉委員、熊谷委員。

調査年月日、平成30年11月16日となっております。

なお、調査結果につきましては、渡邊委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 9番・渡邊君。

○9番（渡邊裕義君） 9番・渡邊です。

議案第191号、番号4について報告致します。

この件については、あっせん案件で平成30年11月16日に嶋中委員、大泉委員、熊谷委員、事務局より小幡係長、湊谷主事で現地を確認しております。

配布資料の7ページから9ページをご覧いただきたいと思います。

当該地は、未利用地となっており、隣接農地とはっきりと分けられておりました。

以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号4について事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、9番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4については原案可決されました。

以上をもって、議案第191号、内容4件は原案可決されました。

◎議案第192号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第7。議案第192号、農業振興地域整備計画の変更について、内容2件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第192号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり2件であります。

番号1。

区分、用途区分変更。

地番、字西標茶46番地1。

現況地目、畑。

面積、7,202.22㎡。

事業計画の名称、スタック整備事業。

事業主体、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

事業開始、変更後。

事業の規模等、スタック1,440㎡。

土地所有者、XXXXXXXXXXさん。

事業の必要性、緊急性、新たに農家用施設を整備するものであります。

他法令の許認可の見通し、農地法第5条申請中。

土地選定の理由、当該地は、農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

番号1につきましては、平間委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 10番・平間君。

○10番（平間 清君） 10番・平間です。

議案第192号、番号1について報告を致します。

5月12日に事務局より調査の依頼があり、5月20日に高松委員、澁谷委員と事務局より小幡係長、大河原主事と私で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の10ページから13ページに記載されていますのでご覧下さい。

この案件は、XXXXXXXXXXで酪農業を営むXXXXXXXXXXさんがXXXXXXXXXXさんが所有する土地に、農業用施設を

建設するために、農振農用地区域内の農用地を農用地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

この変更を受けようとする土地の表示及び状況、面積は記載のとおりと確認しております。

変更しようとする内容及び目的、計画についても記載のとおりと確認をしております。

今回の変更面積につきましては、農業用施設の建設としては、妥当な面積と判断致します。

周辺には農用地以外の代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました10番・平間君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号2。

区分、除外。

地番、字虹別原野560番地1。

現況地目、畑。

面積、971.29㎡

事業計画の名称、農家住宅建設事業。

事業主体は、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

事業開始、除外後。

事業の規模等、住宅106.61㎡。

土地所有者は、XXXXXXXXXXさん。

事業の必要性、緊急性、新たに農家住宅を建設するものであります。

他法令の許認可の見通し、該当なし。

土地選定の理由、当該地は住宅建設地とすることにより農業経営の上で有利となり、周辺には農用地等以外の代替地も無く、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

番号2につきましては、調査委員であります笛木委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・笛木君。

○14番（笛木眞一君） 14番・笛木。

議案第192号、番号2について報告致します。

5月12日に事務局より調査の依頼があり、5月19日に大泉委員、高原委員と私、事務局より大河原主事で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の14ページから19ページに記載されていますのでご覧下さい。

この案件は、[]さんが農家住宅を建設するため、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

調査の結果、妥当と判断し、問題ないと思われまます。

この除外を受けようとする土地の表示及び状況、また除外しようとする面積は記載のとおり確認しております。

除外しようとする内容及び、目的、計画についても記載のとおりと確認しています。

当該地は、周辺に代替地がなく、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第192号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第193号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第8。議案第193号、農地法第3条の規定による許可申請について内容4件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号2まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を、一括議題と致します。

なお、[]番・[]君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

（[]君退席）

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第193号について説明させていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地等の権利移転（設

定)の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり4件であります。

番号1。

譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字西標茶153-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、122, 818㎡外1筆、合計面積134, 547㎡。

契約の種類、交換。

権利移転設定の理由、譲渡人、利便性向上のため、譲受人、利便性向上のため。

世帯員又は構成員、譲受人2名。

畑、採放地につきましては、譲受人が2, 217, 273㎡。

経営の状況については、省略させていただきます。

番号2。

譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字栄29-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、28, 511㎡外1筆、合計面積は86, 421㎡。

契約の種類、交換。

権利移転設定の理由、譲渡人、利便性向上のため、譲受人、利便性向上のため。

世帯員又は構成員、譲受人2名。

畑、採放地につきましては、譲受人が921, 950㎡うち借入地451, 704㎡。

経営の状況については、省略させていただきます。

なお、番号1、2につきましては、調査委員であります渡邊委員より、ご報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 9番・渡邊君。

○9番(渡邊裕義君) 9番・渡邊です。

議案第193号、番号1、2について報告致します。

5月12日に事務局より調査依頼があり、5月15日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

今回の申請は、[REDACTED]さんと[REDACTED]さん両方の、利便性向上のため農地を交換し、効率的な農地を使用するため、今回の申請となりました。

権利を取得する、[REDACTED]さんの世帯員、所有地及び経営地の状況は記載のとおり確認致しました。

[REDACTED]さんと[REDACTED]さんが申請地の農地すべてについて、耕作を行い、農作業に常時従事するかについても確認をしてまいりました。

今回の申請地は、[REDACTED]さんと[REDACTED]さんの所有地に隣接する農地の取得ですので、周辺農地への影響はなく効率的に利用されると認められます。

これらの調査の結果から、農地法第3条第2項各号に該当せず、要件を満たしておりますので、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告を終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号1から番号2まで内容2件について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました9番・渡邊君の報告を終わります。

に利用されると認められます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、要件を満たしておりますので、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号3について事務局の説明、並びに現地調査にあられました4番・橘君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

続いて番号4を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号4。

譲渡人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

譲受人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字多和21-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、38,394㎡外1筆、合計面積は51,093㎡。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人、相手方要望、譲受人、経営規模拡大のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金2,000,000円。

世帯員又は構成員、譲受人1名。

畑、採放地については、譲受人が51,093㎡。

経営の状況については、省略させていただきます。

番号4につきましては、大泉委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐瀬日出夫君） 8番・大泉君。

○8番（大泉義明君） 8番・大泉です。

議案第193号、番号4について報告致します。

5月12日に事務局より調査依頼があり、5月22日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人のXXXXXXXXXXさんは、相手方要望のため農地を譲受し、譲受人のXXXXXXXXXXさんは新規の農地所有適格法人要件に該当するため今回の申請となりました。

権利を取得する、XXXXXXXXXXさんの構成員、所有地及び経営地の状況は記載のとおり確認致しました。

XXXXXXXXXXさんが申請地を譲受後、農地すべてについて、耕作を行い、農作業に常時従事するかに

についても、申請書に記載されたとおり確認しましたので、農地すべてについて耕作に常時従事すると認められます。

また経営農地面積は申請地を含め約5.1haとなりますので、下限面積要件は満たしております。

権利取得後に農作業に従事し、耕作することによる周辺農地への影響はなく、効率的かつ総合的に利用されると認められます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、要件を満たしておりますので、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号4について事務局の説明、並びに現地調査にあられました8番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4については原案可決されました。

以上をもって、議案第193号、内容4件は原案可決されました。

◎議案第194号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第9。議案第194号、農地法第4条の規定による許可申請について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第194号について説明させていただきます。

農地法第4条の規定による許可申請について、農地法第4条の規定による農地転用の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり1件であります。

番号1。

転用者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字中チャンベツ原野194-6の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、1,678.82㎡外1筆、合計面積は3,353.84㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

転用目的は、D型育成牛舎・フリーストール牛舎増築・作業スペースとなっております。

転用計画内容、期間、許可日の日から永久。

D型育成牛舎、583.20㎡。

フリーストール牛舎増築、169.98㎡。

作業スペース、2,600.66㎡。

調査委員は、橘委員、津野委員、甲斐委員となっております。

番号1につきましては甲斐委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 6番・甲斐君。

○6番（甲斐やす子君） 6番・甲斐です。

議案第194号、番号1について報告致します。

5月12日に事務局より調査の依頼があり、5月21日に津野委員、橘委員と事務局より小幡係長、大河原主事と私で現地調査を行ってまいりました。

申請地は、参考資料の21ページから24ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請者は、■■■■で営農する■■■■さんが、農業用施設の建設をするため農地の永久転用を申請するものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、また転用しようとする面積は、記載のとおり確認しています。

農地区分は、農振農用地区域内にある農地と判断致します。

転用しようとする内容及び転用目的、転用計画については、記載のとおり確認しています。

実行性、信用力については、転用にかかわる行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断致します。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は原則不許可ですが、今後も営農を続けるうえで必要なものであることから、この転用については問題ないと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました6番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第194号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第195号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第10。議案第195号、農地法第5条の規定による許可申請について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第195号について説明させていただきます。

農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による農地等転用のための権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示については、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

所有者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

転用者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

土地の所在、字西標茶46-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、7,202.22㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、使用貸借。

転用目的、スタック整備事業。

転用計画内容、期間、許可日から永久。

スタック、1,440㎡。

作業スペース、5,762.22㎡。

調査委員は、平間委員、高松委員、澁谷委員となっております。

調査結果につきましては平間委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 10番・平間君。

○10番（平間 清君） 10番・平間です。

議案第195号、番号1について報告いたします。

5月12日に事務局より調査の依頼があり、5月20日に澁谷委員、高松委員と私、事務局より小幡係長、大河原主事で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の10ページから13ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請者は、XXXXXXで営農しているXXXXXXさんで、貸主のXXXXXXさんの土地に、農業用施設の建設を目的とした、永久転用の申請をするものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、また転用しようとする面積は記載のとおりと確認しております。

農地区分は、農振農用地区域内の農地と判断致します。

転用しようとする契約内容及び転用目的、転用計画については記載のとおりと確認しています。

実行性、信用力については、転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断致します。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は原則不許可ですが、今後も営農を続ける上で必要な施設の建設であることから、この転用については問題ないものと判断致しました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあられました10番・平間君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号3。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

土地の所在、字虹別426-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、55,758㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和2年5月31日から令和12年5月30日まで。

土地の引渡時期、令和2年5月31日。

金額は、年間178,425円。

支払方法、毎年11月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号3につきましては、大泉委員に調査を依頼しておりますので報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 8番・大泉君。

○8番（大泉義明君） 8番・大泉です。

議案第196号、番号3について報告致します。

5月11日付けで事務局より調査依頼があり、5月24日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主のXXXXXXさんは、相手側の希望により農地を貸付けするものです。

借主のXXXXXXさんは、農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号3について事務局の説明、並びに現地調査にあられました8番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

続いて、番号4を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号4。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

土地の所在、宇上多和124-4の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、2,922㎡外6筆、合計面積59,056㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和2年5月28日から令和5年5月27日まで。

土地の引渡時期、令和2年5月28日。

金額は、年間188,900円。

支払方法は、毎年12月末日までに指定口座振込みとなっております。

番号4につきましては、大泉委員に調査を依頼しておりますので報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 8番・大泉君。

○8番（大泉義明君） 8番・大泉です。

議案第196号、番号4について報告致します。

5月11日付けで事務局より調査依頼があり、5月24日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主のXXXXXXXXXXさんは、相手方の希望により農地を貸付けするものです。

借主のXXXXXXXXXXさんは、農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号4について事務局の説明、並びに現地調査にあられました8番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4については原案可決されました。

続いて番号5を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号5。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

土地の所在、宇西熊牛原野29-2。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、12,851㎡外43筆、合計面積は750,101㎡。

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権の期間は、令和2年5月28日から令和12年5月27日まで。

土地の引渡時期、令和2年5月28日。

金額は、無償。

支払方法、なし。

番号5につきましては、嶋中委員に調査を依頼しておりますので報告お願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 5番・嶋中君。

○5番（嶋中 勝君） 5番・嶋中。

議案第196号、番号5について報告致します。

5月11日付けで事務局より調査依頼があり、5月17日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規の使用貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主のXXXXXXさんは、相手側の希望により農地を貸付けするものです。

借主のXXXXXXさんは、農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号5について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました5番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号5については原案可決されました。

続いて番号6を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号6。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

土地の所在、字オソツベツ472-7の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、65,000㎡外10筆、合計面積403,863㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和2年5月28日から令和7年5月27日まで。

土地の引渡時期、令和2年5月28日。

金額、年間430,000円。

支払方法、毎年12月末日までに指定口座振込みとなっております。

番号6につきましては、嶋中委員に調査を依頼しておりますので報告お願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 5番・嶋中君。

○5番（嶋中 勝君） 5番・嶋中。

議案第196号、番号6について報告致します。

5月11日付けで事務局より調査依頼があり、5月17日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主のXXXXXXさんは、相手側の希望により農地を貸付けするものです。

借主のXXXXXXさんは、農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号6について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました5番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号6については原案可決されました。

お諮り致します。

番号7から番号8まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号7から番号8まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号7。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

土地の所在、字熊牛原野22-2の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、14,423㎡外31筆、合計面積203,348㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和2年5月28日から令和7年5月27日まで。

土地の引渡時期、令和2年5月28日。

金額、年間406,696円。

支払方法、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号8につきまして、利用権の設定等を受ける者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号7と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号8。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

土地の所在、字西熊牛原野西4線70-4の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、52,792㎡外4筆、合計面積130,843㎡。

金額は、年間418,697円となっております。

番号7及び8につきましては、嶋中委員に調査を依頼しておりますので報告お願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 5番・嶋中君。

○5番（嶋中 勝君） 5番・嶋中。

議案第196号、番号7、8について報告致します。

5月11日及び5月13日付けで事務局より調査依頼がありまして、5月17日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主のXXXXXXさん、XXXXXXさんは、相手側の希望により農地を貸付けするものです。

借主のXXXXXXさんは、農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号7から番号8まで内容2件について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました5番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号7から番号8まで内容2件については原案可決されました。

続いて番号9を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号9。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字熊牛原野12線西9-1。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積、19,085㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和2年5月28日から令和5年5月27日まで。

土地の引渡時期、令和2年5月28日。

金額は、年間61,000円。

支払方法、毎年8月末日までに指定口座振込みとなっております。

番号9につきましては、森田委員に調査を依頼しておりますので報告お願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 7番・森田君。

○7番（森田享子君） 7番・森田。

議案第196号、番号9について報告致します。

5月11日付けで事務局より調査依頼がありまして、5月12日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主のXXXXXXXXXXXXさんは、相手側の希望により農地を貸付けするものです。

借主のXXXXXXXXXXXXさんは、農地を借受け、自給飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断いたしました。

た。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号9について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました7番・森田君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号9については原案可決されました。

続いて番号10を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号10。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

利用権の設定等をする者、

土地の所在、字オソツベツ809-2。

地目、登記簿、山林。

現況、畑。

面積、20, 183㎡外11筆、合計面積305, 283. 49㎡となっております。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和2年5月31日から令和12年5月30日まで。

土地の引渡時期、令和2年5月31日。

金額、年間440, 000円。

支払方法、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

番号10につきましては、高松委員に調査を依頼しておりますので報告お願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 2番・高松君。

○2番（高松俊男君） 2番・高松です。

議案第196号、番号10について報告致します。

5月11日付けで事務局より調査依頼がありまして、5月19日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主のさんは、相手側の希望により農地を貸付けするものです。

借主のさんは、農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号10について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました2番・高松君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号10については原案可決されました。

お諮り致します。

番号11から番号15まで内容5件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

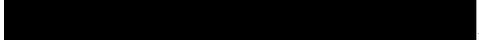
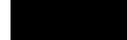
よって、番号11から番号15まで内容5件を一括議題と致します。

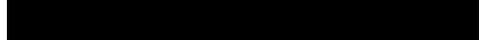
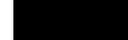
事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号11。

利用権の設定等を受ける者、、さん。

利用権の設定等をする者、、さん。

土地の所在、字オソツベツ560-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、6,824㎡外12筆、合計面積71,909㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和2年6月1日から令和7年5月31日まで。

土地の引渡時期、令和2年6月1日。

金額、年間180,000円。

支払方法、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号12から番号15まで、利用権の設定等する者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号11と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号12。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字オソツベツ600-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、29,125㎡。

金額、年間90,287円。

番号13。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字オソツベツ755-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、55,021㎡。

金額、年間170,565円。

番号14。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字オソツベツ766-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、54,755㎡外5筆、合計面積116,316㎡。

金額、年間212,500円。

番号15。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字オソツベツ767。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、28,426㎡。

金額、年間45,000円となっております。

なお、番号11から番号15につきましては、高松委員に調査を依頼しておりますので報告お願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 2番・高松君。

○2番（高松俊男君） 2番・高松です。

議案第196号、番号11から番号15について報告致します。

5月13日付けで事務局より調査依頼がありまして、5月19日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の[REDACTED]さんは、相手側の希望により農地を貸付けするものです。

借主の[REDACTED]さん、[REDACTED]さん、[REDACTED]さん、[REDACTED]さん、[REDACTED]さんは、農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号11から番号15まで内容5件について事務局の説明、

並びに現地調査にあられました2番・高松君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号11から番号15まで内容5件については原案可決されました。

続いて番号16を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長(不藤さとみ君) はい。

番号16。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

土地の所在、宇虹別原野718-29。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、49,448㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和2年5月28日から令和7年5月27日まで。

土地の引渡時期、令和2年5月28日。

金額は、年間158,000円。

支払方法、毎年12末日までに指定口座振込みとなっております。

番号16については、笛木委員に調査を依頼しておりますので報告お願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 14番・笛木君。

○14番(笛木眞一君) 14番・笛木です。

議案第196号、番号16について報告致します。

5月11日付けで事務局より調査依頼がありまして、5月19日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主のXXXXXXさんは、相手側の希望により農地を貸付けするものです。

借主のXXXXXXさんは、農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、17,973㎡外3筆、合計81,717㎡。

金額は、年間81,717円となっております。

なお、番号17及び番号18につきましては、類瀬委員に調査を依頼しておりますのでより報告
お願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 11番・類瀬君。

○11番（類瀬正幸君） 11番・類瀬です。

議案第196号、番号17から番号18について報告致します。

5月11日付けで事務局より調査依頼がありまして、5月15日に現地調査を行ってまいりまし
た。

利用権設定等の農地につきましては、新規の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の■■■■■さんは、相手側の希望により農地を貸付けするものです。

借主の■■■■■さん、■■■■■さんは、農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、
常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号17から番号18まで内容2件について事務局の説明、
並びに現地調査にあたられました11番・類瀬君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号17から番号18まで内容2件については原案可決されました。

以上をもって、議案第196号、内容18件は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） これをもちまして、第36標茶町農業委員会総会に付議されました案件
の審議は、全部終了致しました。

◎閉会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 第36回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

どうも御苦労さまでした。

（午前11時44分閉会）